

(事務連絡)

令和 8 年 9 月 10 日

事業主各位

エンターテイメント健康保険組合

特定保健指導実施率向上策について

平素より当組合の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 8 年 7 月 28 日に開催した理事会・組合会において決議された標記の件についてご案内いたします。

■ 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

全保険者に課されている特定健康診査受診率の目標は 70%、特定保健指導実施率の目標は 45%である。ただし単一健保と比べて特定保健指導実施率が低い総合健保では特定保健指導実施率 5%を最低ラインと位置付けられている。

当健保組合の特定健康診査受診率は概ね 70%を維持しているが、特定保健指導実施率は 2-4%と最低ラインを割る著しく低い実施率であり、後期高齢者支援金にペナルティが加算されている。

特定保健指導の実施率未達による後期高齢者支援金加算額は令和 7 年度では 42 百万円、令和 8 年度では 88 百万円、令和 7 年度実績を反映する令和 9 年度には 120 百万円の加算が見込まれる。ペナルティは、加入者増加に伴い特定保健指導対象者も増加しているが、特定保健指導の参加者は増えていないことが要因である。

そこで事業主のさらなる協力を得ることを目的に、特定健診受診率と特定保健指導実施率の実績に応じた健康診断補助金を支給する施策を講じることとした。**令和 9 年度の強制被保険者定期健康診断補助金を、各事業所の前年実績を基にした支援策へ変更する。**

■ 健康診断の事業所負担額

国へ報告する前年度特定健康診査受診率・特定保健指導実施率に基づき、次年度の健康診断事業所負担額を段階的に設定するものとする。

図 1：令和 9 年度被保険者定期健康診断補助金支給区分

図 2：令和 9 年度被保険者定期健康診断事業所請求額

別紙：企業の未来のために健康優良企業をめざしてみませんか

■ 補助金支給区分通知時期

前年度分の国への実績報告は例年 10 月末に実施するため、速報値として 8 月末時点の特定健康診査受診率と特定保健指導初回面談終了率*に基づき判定した補助金支給区分を 9 月上旬に事業主へ通知する。

確定値は 12 月上旬に特定健康診査受診率と特定保健指導実施率を事業主へ通知する。

*特定保健指導初回面談実施者のうち期間内に支援終了に至らない場合に、速報値と確定値に乖離が生じる場合がある。

図 1

令和 9 年度被保険者定期健康診断補助金支給区分

令和7年度結果 にて判定	プラチナ	ゴールド	スタンダード
健康企業宣言	健康企業宣言（Step1宣言）の実施を必須とする [対象：令和 9 年 1 月末申請分まで]		—
40歳以上の被保険者あり （NDB*結果にて判定）	特定健診受診率 80%以上 かつ 特定保健指導実施率 20%以上 ※1	・ 特定健診受診率 80%以上	・ 特定健診受診率 80%未満 ・ 新規加入事業所※2※3
40歳以上の被保険者なし （健保組合が個別に判定）	—	・ 健康診断受診率 80%以上	・ 健康診断受診率 80%未満 ・ 新規加入事業所※2※3

※1 特定保健指導対象者0名の場合を含む

※2 新規適用事業所は旧事業所の受診率・実施率にて判定する

※3 健康企業宣言に準じた取組みを実施している編入事業所では、前保険者が発行した当該年度の受診率・実施率を示す書類を提出することで健保組合が個別に判定する

*NDB（特定健診・保健指導に関する国のデータベース）概要

健診対象者：年度内4/1～3/31に在籍している者。途中加入者・喪失者は含まない。

健診受診者：欠損値のある者は受診者のカウントから除外される。

図 2

令和 9 年度被保険者定期健康診断事業所請求額

令和8年度	全年齢 基本健診（A2）	40歳以上 生活習慣病予防健診（B）	35歳以上 人間ドック
事業所請求額	39歳以下 6,050円 40歳以上 8,140円	8,140円	24,750円

令和9年度 事業所請求額	全年齢 基本健診（A2）	40歳以上 生活習慣病予防健診（B）	35歳以上 人間ドック
スタンダード	39歳以下 6,050円 40歳以上 8,140円	8,140円	24,750円
ゴールド	4,950円	4,950円	24,750円
プラチナ	4,400円	4,400円	24,750円

※契約外医療機関受診後の補助金支給申請の場合も上記支給区分を適用する

（健保補助額の上限はあるが、健康診断費用から事業所請求額を引いた額を健保補助額とする）

※オプショナル検査について、決議時点で令和8年度から変更の予定はない

以上